

議第四十二号

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和五年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一七の表九の項の次に次のように加える。

<p>九の二 法第七十五条の十二第一項に規定する特定自動運行の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定自動運行許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>七九、二〇〇</p>
<p>九の三 法第七十五条の十六第一項に規定する特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定自動運行計画変更許可申請手数料</p>		<p>一件につき</p>	<p>七八、五〇〇</p>

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

提 案 説 明

道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料を新たに徴収する等のため、この
条例を定めようとする。